

③8 城戸・宮浦特定猟具使用禁止区域(銃器)

三養基郡基山町の福岡県と佐賀県の県界と県道17号久留米基山筑紫野線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み県道基山公園線との交点に至り、同県道を北西へ進み町道中山線との交点に至り、同町道を北へ進み町道天台寺線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道城戸1号線との交点に至り、同町道を北東へ進み町道三国・丸林線との交点に至り、同町道を東へ進み町道長葉山線との交点に至り、同町道を北東へ進み佐賀県と福岡県との県界に至り、同県界を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

③9 鎮西山特定猟具使用禁止区域(銃器)

三養基郡上峰町大字堤字三本黒木アスレチック広場北側駐車場を起点とし、同地点から鎮西山山頂へ向かう遊歩道を進み鎮西山山頂展望広場に至り、同所から北へ進み広域基幹林道九千部山横断線手前約300メートル付近から東へ約100メートル進み遊歩道を南下し、キャンプ広場東側道路を経て多目的広場駐車場に至り、同所から東へ約50メートル進み林道沿いを約250メートル南下し、ヤマモモ林を経て平井山荘に至り、同所から西へ進み砂防ダムに至り、遊びの森の芝生広場南側を経てアスレチック広場南を迂回し起点に至る線で囲まれた区域

④0 香田地区特定猟具使用禁止区域(銃器)

三養基郡みやき町山田地区の町道高柳・香田線と町道石井・山田線との交点を起点として、起点からりサイクルプラザ敷地に沿って北東へ進み農道内香田線に至り、同農道を北東へ進み農道目明谷線に至り、同農道を南へ進み鳥栖・三養基西部環境施設組合管理道路へ至り、同管理道路を南東へ進み長崎自動車道の北側に沿って西へ進み町道高柳・香田線へ至り、同町道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

④1 鳥栖・三養基特定猟具使用禁止区域(銃器)

三養基郡みやき町大字東尾の県道北茂安三田川線と町道白石西尾線との交点を起点とし、同町道を北へ進み同町養原と同町白壁の境界との交点に至り、同境界に沿って北東へ進み国道34号との交点に至り、同国道を北東へ進み町道白石西大島線との交点に至り、同町道を南へ進み県道北茂安三田川線との交点に至り、同県道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

④2 藤ノ平ダム特定猟具使用禁止区域(銃器)

東松浦郡玄海町の町道諸浦・藤平線と町道神屋・滝の上線との交点を起点とし、町道諸浦・藤平線に沿って東へ進み町道長倉・藤平線との交点に至り、同町道を西へ進み町道神屋・滝の上線との交点に至り、同町道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

④3 玄海特定猟具使用禁止区域(銃器)

東松浦郡玄海町の有浦川と国道204号線との交点を起点とし、同国道を南へ進み町道後谷轟木線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道牟形轟木線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道牟形南浦田線との交点に至り、同町道を南西へ進み国道204号線との交点に至り、同国道を南へ進み座川との交点に至り、同河川を西へ進み同河川の河口に至り、同所から海岸線を北西へ進み有浦川の河口に至り、同河川を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

④4 有田特定猟具使用禁止区域(銃器)

有田町泉山の県道上有田停車場線と国道35号との交点を起点とし、同起点から同国道に沿って南西に進みJR佐世保線との交点に至り、同点から同路線に沿って東に進み県道大木有田線との交点に至り、同点から同県道に沿って北に進み県道伊万里有田線との交点に至り、同点から同県道に沿って東に進み県道大木有田線との交点に至り、同点から同県道に沿って北東に進み県道上有田停車場線に至り、同点から同県道に沿って東に進み起点に至る線に囲まれた区域

④5 白石特定猟具使用禁止区域(銃器)

杵島郡白石町大字東郷の六角川堤防と国道207号との交点を起点とし、同国道を南へ進み県道武雄福富線との交点に至り、同県道を東へ進み町道築切北川線との交点に至り、同町道を南西へ進み町道干拓線との交点に至り、同町道を北西へ進み国道207号との交点に至り、同国道を南西へ進み町道廿治大井線との交点に至り、同町道を北西へ進み町道大井中線との交点に至り、同町道を北西へ進みJR長崎本線との交点に至り、同JR線を北東へ進み県道武雄白石線との交点に至り、同県道を北西へ進み町道中郷揚田線との交点に至り、同町道を北東へ進み町道網代伊ヶ代線との交点に至り、同町道を北西へ進み農道白石西2-35号線との交点に至り、同農道を北東へ進み町道網代線との交点に至り、同町道を北東へ進み県道武雄福富線を横断し町道西郷線との交点に至り、同町道を北東へ進み町道西郷第1号線との交点に至り、町道西郷線を南東に進み町道中郷揚田線との交点に至り、同町道を北東へ進みJR長崎本線を横断し町道船津線との交点に至り、同町道を北東へ進み六角川堤防に至り、同堤防を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

④6 福富干拓特定猟具使用禁止区域(銃器)

杵島郡白石町の福富干拓全域。ただし、堤防敷地を除く。

④7 佐志八幡地区特定猟具使用禁止区域(銃器)

唐津市佐志2602-3西側馬部八幡線と北東側里道との交点を起点とし、起点から北東側里道に進み、県道鎮西唐津線との交点に至り、同県道を南へ進み市道佐志大良線の交点に至り、同市道を南西に進み、私道馬部八幡線との交点に至り、同市道を西へ進み起点に至る線まで囲われた区域

鳥獣保護区特別地区(国指定)

① 東よか干潟特別保護地区

佐賀県佐賀市川副町の西新堀にある川副西部排水機場より西川副海岸防波堤を100m西進した地点の同防波堤表護岸天端肩から直角に沖合50m進んだ海上の点(北緯33度9分49.0秒 東経130度16分43.2秒)を起点とし、同所から沖合212m南西に進み海上の点(北緯33度9分43.5秒 東経130度16分38.3秒)に至り、同所から北西に進み海上の点(北緯33度10分26.6秒 東経130度15分28.4秒)に至り、同所から北西に進み海上の点(北緯33度11分6.9秒 東経130度14分54.0秒)に至り、同所から北東に進み東与賀海岸防波堤の表護岸天端肩から直角に沖合50m進んだ海上の点(北緯33度11分23.3秒 東経130度15分4.6秒)に至り、同所から東与賀海岸防波堤の表護岸天端肩から50m沖合線を南東に進み西川副海岸防波堤の表護岸天端肩から直角に沖合50m進んだ線との交点(北緯33度10分7.6秒 東経130度16分41.2秒)に至り、同所から同延長線上を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

② 肥前鹿島干拓特別保護地区

佐賀県鹿島市の富山籠排水樋管前面の富山籠及び末増籠の海岸防波堤の表護岸天端肩から直角に沖合50mの海上進んだ点(北緯33度6分22.3秒 東経130度7分30.6秒)を起点とし、同所から富山籠及び末増籠の海岸防波堤の表護岸天端肩から50m沖合線北東に進み海上の点(北緯33度7分19.6秒 東経130度7分26.5秒)に至り、同所から北東に進み鹿島市と白石町の境界線と航路右岸との接点(北緯33度7分24.2秒 東経130度7分30.2秒)に至り、同所から鹿島市と白石町の境界線を南東に進み航路右岸との交点(北緯33度7分1.2秒東経130度7分43.9秒)に至り、同所から航路右岸を南東に進み海上の点(北緯33度7分0.0秒 東経130度7分59秒)に至り、同所から南進し海上の点(北緯33度6分21.5秒 東経130度7分59秒)に至り、同所から西進し航路左岸との交点(北緯33度6分21.5秒 東経130度7分30.8秒)に至り、同所から北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

指定猟法禁止区域

△ 只江川河口指定猟法禁止区域(鉛散弾)

杵島郡白石町新拓の只江川と町道新拓1号線との交点を起点とし、同町道を北東へ約600メートル進み農道新拓3号線との交点に至り、同農道を南東へ進み農道新拓6号線に接続し、同農道を南東へ進み農道新拓9号線に接続し、同農道を南東へ進み農道新拓41号線に接続し、同農道を南東へ進み有明海堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西へ約1,200メートルの地点まで進み、同所と白石町新明58号水路とを直線で結び、同水路を北西へ進み農道新明16号線との交点に至り、同農道を北東へ進み農道新明18号線に接続し、同道路を北西へ進み町道大和干拓線との交点に至り、同町道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

狩猟者登録証は、狩猟期間終了後、速やかに返納しましょう。

返納先 一般社団法人 佐 賀 県 猟 友 会 〒840-0027 佐賀市本庄町大字本庄278-4(森林会館内) TEL0952-26-6543

◎関係法令を守って狩猟をしましょう。

発行元 佐賀県農林水産部 生産者支援課 TEL 0952-25-7113(直通)

令和6年度

佐賀県鳥獣保護区等位置図

—— 法令を守って楽しい狩猟 ——

